

ねりまの文化財

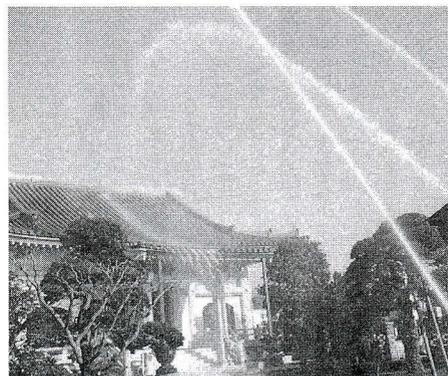
練馬区教育委員会
社会教育課
(文化財係)
☎3993-1111 内線 7141
〒176 練馬区豊玉北6-12-1

文化財防火デー

例年1月26日は、「文化財防火デー」として、全国で文化財防火事業がおこなわれます。練馬区内では、練馬・光が丘・石神井の各消防署が消防訓練を実施します。自由にご見学頂けますので、多くの区民の皆様のお越しをお待ちしています。

- なお、訓練の日時と会場は次のとおりです。
- ▽練馬消防署 1月26日(木)午前10時
南蔵院(中村1-15-1)
- ▽光が丘消防署 1月24日(火)午前10時
土支田八幡宮(土支田4-28-1)
- ▽石神井消防署 1月26日(木)午前10時
観蔵院(南田中4-15-24)

※ 天候等により、変更されることがあります



す。詳細については、区役所の文化財係までお問い合わせください。
ところで、なぜ1月26日が「文化財防火デー」とされたのでしょうか。
それは、戦後の文化財保護行政の流れと関わりあっているのです。それでは「文化財防火デー」が設定されるまでの流れを簡単に追ってみましょう。
昭和20年に終戦を迎えた日本は、大きな社会的混乱と変革の中になりました。特に経済

は不安定で、これは文化財保護にとって大きな障害となりました。
つまり、国宝や重要美術品の所有者達が、経済的基盤を失ったことにより、それらを売却、あるいは放置するという現象がおきたのです。ことに売却されたものは、転売されて所在が判らなくなることさえありました。
こうした状況の中で、昭和24年1月26日、法隆寺金堂が放火されました。そして世界最古の木造建築物壁画が燃えてしまったのです。
この事件を契機に、文化財保護の世論が沸き起こりました。また、参議院文部委員会で法整備の動きが活発化し、昭和25年5月に文化財保護法を成立させ、同年8月に施行させるに至ったのです。

これは、文化財保護に関する、日本初のある種の立法でした。この法律から、戦後の文化財保護行政は始まったのです。
さて、施行から3年余りが経過した昭和29年5月、文化財保護法の大改正が行われました。
そして、この昭和29年度から、文化財保護強調週間(11月1日〜7日)とともに、文化財防火デーが設けられたのです。

※参考文献 『我が国の文化と文化行政』
(編集 文化庁 刊行 鎌ぎょうせい)

市杵島神社遷座祭に思う

文化財保護推進員 伊藤 経一

平成6年7月頃から市杵島神社(豊玉北2-17)の社殿工事が始まり、9月には完成していたが、その遷座祭が、同年10月25日の午後2時から行われた。

当日私は時間前に行ってみたが、御神体は、すでに古い方の社から新殿に移されていた。伊勢神宮では、夜半から未明にかけて、おごそかに遷宮が行われるのをテレビで見た。それと同じことが、この市杵島神社でも非公開で行われたものと思われる。

遷座祭には、豊玉北・中・南町会の氏子総代が参集した。儀式は豊玉氷川神社の石塚邦治宮司と、もう一人の神官によって進められ、最後に参列した方々が玉串を奉呈して式を終えた。

古い方の社殿は取り壊されたが、伊勢神宮のように20年毎と決められているわけではない。従って、相当古い社であったことだろう。

この旧社殿には、長い平たい石が2個、参道の石畳となっていた。聞くところによると、社殿を囲むように池があり、この石は、その橋石であったとのことである。

それで、市杵島神社は、昭和初期まで、当時の中新井村で最も風景のすぐれたところであったということもなすける。

祭神は市杵島姫命。もと広島県厳島に祭られている主神。市杵島姫は海路守護の女神である。中新井村にいつ勧請されたのかは不明だが、豊玉南の氷川神社の摂社となり、同じ水に関係があるので、農業の神として信仰されたのであろう。

区教育委員会刊行の、祖先の足跡シリーズ『練馬の伝説』によると、古くから日照りのときには、この池をさらえば必ず雨が降ると言い伝えられ、干ばつの時は、村民総出で池をさらいをして雨乞いを行った。そして、その霊験はまことにあらたかであったと書かれている。

その池も、昭和20年代から30年代にかけて、目白通り(十三間通り)の開通や環状7号線



の工事などで、池の水が枯れたため埋められてしまった。

平成6年夏のように、一カ月以上も日照りが続いた場合、もしこの池が残っていたならば、この度の遷座祭に参集した氏子総代の方々が、きっと雨乞いの神事を行ったであろうと想像された。

宮宿鶴の舞

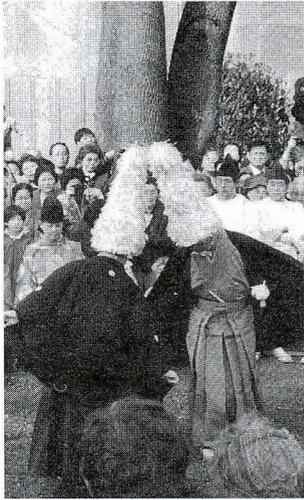
文化財保護推進員 中村 理行

3年に1度行われる宮宿鶴の舞は、全国に数多く分布する民俗芸能の中でも珍しい芸能である。

平成6年4月10日、練馬区氷川台4丁目の氷川神社春祭で行われた宮宿鶴の舞は、文字どおりの盛況で、地元の関心の深さを示している。

この鶴の舞は、氷川神社の宮宿(宮元)に伝わる民俗芸能で、農民の手によって受け継がれてきたが、その起源は明らかではない。子孫繁栄、五穀豊稔を祈願する農民の素朴な気持ちに反映されていて清々しい芸能である。鶴の舞は、氷川神社の境内で行われるので

はない。神殿での神事が済むと、それまで境内の一隅で待機していた宮宿の人々が神輿・神官・神旗・獅子頭などに続いて隊列を組み、



神社の石段を下りて石神井川畔を練り歩き、鎌田橋を渡って「お浜井戸」に着く。そこで鶴の舞が演ぜられるのである。

神幸行列が、満開の桜並木に陽光が輝く石神井川畔にさしかかると、扇を口元にあてた旦那衆の「神輿渡御の御供道中歌」が流れる。橋を渡る時にも道中歌が唄われる。農民の末裔が唄うその歌声が、川風に乗って爽やかに響きわたる。

行列を見物しようと行列の前後に人々が群がり、行列に追従して歩く。実にのどかで明るい祭りである。

現在、「お浜井戸」は、子どもらの恰好な遊び場として道路から一段高く整地されている。しかし、この日だけは神聖な神舞の場となるのである。昔この地に今の氷川神社があったところから、神幸行列を「お里帰り」ともいう。

この「お浜井戸」で行われる宮宿鶴の舞の芸態は、羽織袴に正装した二人の年配者が雌雄の鶴の役を演ずる。鳴り物は大太鼓一つだ

けである。鶴の頭に似せた造り物をかぶり、羽織の袖を広げて雌雄2羽の鶴が向き合い離れあつて舞う。そして、まばたきするほどの瞬時の演技で交尾の様子を悟らせる。これで鶴の舞は終わりである。

鶴の舞の本旨は、予祝の祭りであり、農作物の豊饒や子孫の繁栄を祈る農民の素朴な願いから、人々の営みや動物の生殖のさまを田の神々に見せつけて、稲の穂孕みを促したり、子宝に授かるうとする動物仮装演技・擬態の芸能である。

このような増殖繁栄を祈る民俗芸能としては、新潟県佐渡郡羽茂町菅原神社の「つぶろさし」、奈良県明日香村飛鳥坐神社の「おんだ祭」、板橋区の「田遊び」などが有名であるが、それらは極端に性を強調するのに対し、宮宿鶴の舞の性表現は、実に簡素で淡泊なのである。その素朴さが芸能の特色といえよう。

鶴や鷺を擬人化した民俗芸能に北海道釧路市春採のアイヌリムセ鶴の舞、静岡県森町山名神社天祭舞舞楽鶴の舞、静岡県水窪町西浦の田楽鶴の舞、京都府福知山市御勝八幡宮の田楽鶴の舞、京都府八坂神社祇園祭鷺の舞、山口市八坂神社祇園祭鷺の舞などが挙げられるが、宮宿鶴の舞ほど素朴さに優れた舞は例を見ない。

この宮宿鶴の舞は、昔は毎年行われていた

が、戦後は氏子の都合で3年に1度(4月の第2日曜日)になった。増殖繁栄祈願の珍しい民俗芸能として、今後も大切に維持傳承されるよう見守っていきたいものである。

なお、宮宿鶴の舞は、平成4年度練馬区無形民俗文化財に登録されている。

「四面塔稲荷」と町の人々

文化財保護推進員 檜山 月子

今もなお、「お稲荷さん」は人々の暮らしの中心です。

西大泉5丁目の稲荷神社は、かつて四面塔の題目碑があつたことから「四面塔稲荷」と呼ばれています。しかし、神社の入口の石碑には堤稲荷神社と刻まれています。古くは境内に堤と久保新田の稲荷神社が祀られていたが、久保新田の稲荷は、諏訪神社(西大泉)の稲荷社に合併されました。『大泉今昔物語』によりますと、明治の合併命令に対し、歴史と由緒を重んずる氏子総代内堀・高橋の両氏が強く反対しました。そして、織田信長の故事にならい、社前で銭を投げ、表が出たので主張を通し今日に至るとの記録があります。

稲荷神社の境内は、いつもきれいに掃き清められて、くつきりと箒目が見られます。



神社の管理責任者の本橋正雄氏は、次のように語ります。

「氏子三十二軒で、毎月1・15・28日は、本殿の扉を開け掃除をする。30日に次番者に引き継ぐ。初午の日に石神井の氷川神社の宮司さんにお祓いしてもらい、1年の行事計画を立て、そこで掃除当番の順や町内会の役職、農協の諸事・役職等を決める。また、老人会、婦人会、早起き会の方々も、すすんで毎朝清掃してくれるのは嬉しいことである。境内にある町会事務所・西大泉会館は、みんなに自由に利用してもらっている。稲荷信仰が盛んであった頃は、初午には、神社への寄進も多く、入用な金が不足している氏子には用立てしたということも聞いている。――」

祭神は、宇賀御魂命うかみたまのみことということですが、信仰すると否にかかわらず、今も境内では盆踊り、防災訓練などを実施し、周辺の住民の守り神となっています。

神社の石垣の寄進者名には、水入久保某・山ノ上某等々と旧地名や分家して他所へ出た人の名があり、西大泉の地に育った人々が、いかに四面塔稲荷に強い愛着をもち、生活との関わりが深かったかが滲み出ています。

なお、四面塔の題目碑は、大泉西小学校の北側、瀧島家の墓地内に安置されています。

郷土資料室収蔵品シリーズ 第18回

しばらくお休みをいただいていた郷土資料室収蔵品シリーズを再開します。

さて、今回登場するのは……

木びき鋸

木びきというのは、山から切りだしてきた原木を、建造物の目的に応じて、幅の広い板や柱にひく仕事である。いわば、山中で木を切る樵せう(きこり)と大工との中間に立つ作業であった。

製板用の縦びき鋸を「前びき鋸」あるいは単に「前びき」ともいう。これは、「まえびきする」という動作を表す言葉が一種の名称に固定したのである。「まえびきする」とは、使用者が鋸を真正面に持って、両手の全部の指を交差させて柄をにぎり、手前に引くとい

うことである。このような体位では、長い柄は使いにくいので短くなっている。前びき鋸はこの体位でのみ使う鋸として発達してきた。縦びき用の鋸が我が国に入ってきたのは室町時代以降のことである。江戸時代に入り、前びき鋸が大きく普及し、鋸による製材がおこなわれるようになった。以後、前びき鋸は時代を経るに従って次のように変化する。

- ① 鋸身の幅が漸次広くなり、ことに先幅が大きく広がる。
- ② 鋸身の背が直線であったものが、外の方に弓形となり、全体が流線型となる。
- ③ 鋸身の中軸線に対して柄がほぼ直角に曲がっていたのが、次第に外のほうに開いてくる。

これらの変化は、全て、長い寸法の材をいかに正確に、能率よく、鋸身を動揺させないで、労力を軽くしながら使用するかという、長い経験の結果から生み出されたものである。

